

○会社法改正に伴う各種モデルおよび事務取扱指針等の改正ならびに
「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」の制定について

平成 27 年 4 月 3 日
全国株懇連合会理事会決定

「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 91 号）（以下、あわせて「改正会社法」という。）ならびに「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号。「改正省令」という。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されること等に伴い、改正会社法ならびに改正省令の施行を条件として、別紙のとおり、「定款モデル」、「事業報告モデル」、「招集通知モデル」、「株主総会参考書類モデル」、「非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針」、「株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン」を改正し、また、組織再編における反対株主の株式買取請求について、振替株式発行会社が組織再編を行う場合にはあらかじめ買取口座の開設を要すること、買取請求の価格決定前の支払い制度が創設されることなどから、会員各社の便宜に供するため、「反対株主の株式買取請求事務取扱指針」を制定することとします。

改正を行う各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由は、下記 1. のとおりです。

なお、事業報告および株主総会参考書類の作成については、下記 2. のとおり経過措置が設けられているため、事業報告モデルおよび株主総会参考書類モデルの利用にあたってはご注意ください。

記

1. 各種モデルならびに事務取扱指針等の主な改正内容およびその理由

(1) 定款モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第 7 条の単元株式数を 100 株に変更。	「売買単位の集約に向けた行動計画」の最終目標である 100 株単位への統一の

		ための移行期間が開始されているため。
2	第 27 条、「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に変更。	責任限定契約を締結できる取締役の範囲が、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）に拡大されたため。【補足説明】 24. についても同趣旨。
3	第 35 条、「社外監査役」を「監査役」に変更。	責任限定契約を締結できる監査役の範囲が、「社外監査役」から「監査役」に拡大されたため。【補足説明】 30. についても同趣旨。
4	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。

(2) 事業報告モデル

No.	改正内容	改正理由
1	1. 企業集団の現況に関する事項、(6) 重要な親会社および子会社の状況、①親会社との関係に、親会社等との間の取引に関する事項の記載を追加。	会社法施行規則 118 条 5 号の新設により、親会社等との間の一定の利益相反取引についての記載が求められるため。【補足説明】 1. (6) についても同趣旨。
2	1. 企業集団の現況に関する事項、(6) 重要な親会社および子会社の状況に、③特定完全子会社の状況を追加。	会社法施行規則 118 条 4 号の新設により、特定完全子会社（多重代表訴訟の対象となる重要な子会社）に関する記載が求められるため。【補足説明】 1. (6) についても同趣旨。
3	4. 会社役員に関する事項に、(2) 責任限定契約の内容の概要を追加し、改正前の(3)社外役員に関する事項で社外役員ごとに記載していた責任限定契約の内容の概要を削除。	責任限定契約の締結できる役員の範囲が拡大されたことに伴い、会社法施行規則 121 条 3 号が新設され、当該契約の内容の概要の記載箇所が変更されたため。【補足説明】 4. ③、同(2)の追加、改正前(3)⑤の削除についても同趣旨。
4	5. 会計監査人の状況、(3) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額、①の見出しを「 <u>当事業年度に係る会計監査人としての報酬等および監査役会が同意をした理由</u> 」(下線部を追加)に変更し、監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由を記載。	会社法施行規則 126 条 2 号の改正により、監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由を記載しなくてはならなくなったため。【補足説明】 5. についても同趣旨。
5	6. 会社の体制および方針、(1) の見出しを「 <u>取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況</u> 」(下線部を追加)に変更。	会社法施行規則 118 条 2 号の改正により、内部統制システムの運用状況の概要の記載が求められるため。【補足説明】 6. についても同趣旨。

6	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
7	【補足説明】4.(3)③社外役員の報酬等について、記載事項の変更。	会社法施行規則124条1項7号の改正により、社外役員の報酬等について親会社等または親会社等の子会社等からの報酬等の記載を要することになったため。
8	【補足説明】4.(4)③社外役員が一定の者の配偶者、三親等以内の親族等であることを知っているときの記載事項の変更。	会社法施行規則124条1項3号の改正により、社外役員が親会社等(自然人であるものに限る。)であること等を知っている場合の記載が追加されることになったため。
9	【補足説明】4.(4)に社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項を追加。	会社法施行規則124条2項、3項の新設により、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項が追加されることになったため。
10	その他条文の変更等による項番、条数の修正等。	—

(3) 招集通知モデル

No.	改正内容	改正理由
1	挨拶文言を「平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます」に変更。	近年の実務慣行にあわせて変更。【補足説明】(8)⑥の事例中のあいさつ文についても同趣旨。
2	第2号議案の「準備金の額の減少の件」を削除	株主総会参考書類モデルの改正と平仄をあせるため。
3	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
4	【補足説明】(6)③、監査委員会等に関する記載の削除	監査役会設置会社を前提としているため削除するもの。
5	【補足説明】(7)、インターネット開示の対象書類として計算書類に係る株主資本等変動計算書を追加。	会社計算規則133条4項の改正により、計算書類に係る株主資本等変動計算書をインターネット開示することが可能となったため。

(4) 株主総会参考書類モデル

No.	改正内容	改正理由
1	第2号議案の「準備金の額の減少の件」議案全体の削除。	事例が少ないため削除。【補足説明】についても削除。
2	第5号議案 以下を変更。 ・議案の説明中、「監査役会の同意を得ております」を「監査役会の決定に基づいております」に変更。	・監査役会が会計監査人選任議案を作成することになったため(会344①③)。

	<ul style="list-style-type: none"> ・記載事項を表形式に変更。 ・注として候補者とした理由の記載を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の実務慣行にあわせて変更。 ・会社法施行規則 77 条 3 号の改正により、記載事項が追加されることになったため。【補足説明】(第 5 号議案)についても同旨。
3	【補足説明】の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
4	【補足説明】第 2 号議案(取締役選任議案の説明) 1. (3) に責任限定契約の内容の概要を記載し、3. 社外取締役候補者の記載事項(8) に記載していた責任限定契約の内容の概要を削除。	責任限定契約を締結できる役員範囲が拡大されたことに伴い、当該記載事項が会社法施行規則 74 条 4 項 8 号から同条 1 項 4 号に移動したため。
5	【補足説明】第 2 号議案 2. の取締役選任議案における当該会社が子会社である場合の記載事項を子会社等である場合の記載事項に変更し、記載項目も改正条文に則って変更。	会社法施行規則 74 条 3 項の改正により、子会社である場合の記載事項が、子会社等である場合の記載事項に変更になり、候補者がオーナーである旨の記載事項が追加されたこと、その他の改正に対応するため。
6	【補足説明】第 2 号議案 3. (6) の社外取締役候補者が一定の事項に該当することを当該会社が知っているときの記載事項を改正条文に則って変更。	会社法施行規則 74 条 4 項 6 号の改正により、社外取締役候補者の当該会社および子会社の勤務経験、過去 5 年間にオーナーであった事実、オーナーの親族であることなどの記載事項が追加されたこと、その他の改正に対応するため。
7	【補足説明】第 2 号議案 4. に社外取締役を置くことが相当でない理由の説明を追加。	会社法施行規則 74 条の 2 の新設により、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載事項が追加されることになったため。
8	【補足説明】第 2 号議案 5. に独立役員に指定する旨等を記載する旨を追加。	近年の実務慣行にあわせて変更。
9	【補足説明】第 3 号議案(監査役選任議案の説明)についても取締役選任議案と同様の補足説明の変更(社外取締役を置くことが相当でない理由を除く。)	会社法施行規則 76 条の改正により、監査役選任議案の記載事項も取締役選任議案の記載事項と同様の改正がなされたため。
10	【補足説明】第 5 号議案(会計監査人の選任議案) (5) 責任限定契約の内容の概要を追加。	会社法施行規則 77 条 5 号の新設により、責任限定契約の内容の概要の記載事項が追加されることになったため。
11	【補足説明】第 5 号議案 (8) 会計監査人の候補者がグループ会社から会計監査人としての報酬以外の多額の金銭等を受けている場合の説明を改正条文に則って変更。	会社法施行規則 77 条 7 号の改正(改正後 8 号)により、会計監査人の候補者がグループ会社から会計監査人としての報酬以外の多額の金銭等を受けている場合の記載事項の規定において、「親会社」が「親会社等」に変更になるとともに、親会社等がある場合とない場合に分

		けて規定されたため。
12	その他、会社法施行時点での説明の削除や表現の訂正等	—

(5) 非振替新株予約権に係る新株予約権原簿事務取扱指針

No.	改正内容	改正理由
1	説明欄の冒頭で、本モデルは監査役会設置会社を前提としたものである旨を記載。	監査役会設置会社を前提としたモデルであることを明確にするため。
2	II 3. ③、説明欄で委員会設置会社の場合の記載を削除。	監査役会設置会社を前提としたモデルであるため。
3	II 5. 説明欄で、会社法施行規則 56 条 1 項 5 号に定める新株予約権売渡請求による取得の場合も、発行会社が対応する旨を追加。	新株予約権売渡請求（会社法 179 条 2 項）の新設に伴う変更。

(6) 株主名簿を中心とした株主等個人情報に関する個人情報保護法対応のガイドライン

改正内容	改正理由
4. (1) ①、株主名簿閲覧等請求権の拒絶事由について、競業者からの請求に関する記載を削除。	会社法 125 条 3 項 3 号を削ることに伴う変更。

2. 事業報告および株主総会参考書類に係る経過措置

(1) 事業報告に係る経過措置は以下のとおりである。

施行日前に到来した事業年度に係る事業報告は、従前の例によるとされているので、たとえば、平成 27 年 3 月決算に係る事業報告は改正前の会社法施行規則にしたがって作成される（改正省令附則 2 条 6 項）。

ただし、施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告については、改正後の会社法施行規則 124 条 2 項および 3 項の適用があり、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の記載を要する。

「施行日以後に監査役の監査を受ける事業報告」とは、特定取締役が監査役会の監査の内容の通知を受ける事業報告と解され、3 月決算会社はほぼ該当することとなる。

(2) 株主総会参考書類に係る経過措置は以下のとおりである。

施行日以後に招集の手続きが開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載は、改正後の会社法施行規則にしたがって作成する必要がある（改正省令附則 2 条 5 項）。

「招集の手続きが開始された」時点とは、株主総会参考書類記載事項が取締役会決議によって決定された時点を指すと解され、平成 27 年 3 月決算会社の多くは改正後の会社法施行規則が適用になる。

ただし、施行日以後最初に到来する事業年度末日にかかる定時株主総会より前に開催される株主総会に係る株主総会参考書類の記載（すなわち、3 月決算会社であれば本年の定時株主総会が該当する）については、次のとおり経過措置がある（改正省令附則 2 条 2 項、4 項）

- ・ 改正後の会社法施行規則 74 条 3 項、76 条 3 項および 77 条 8 号の規定にかかわらず、従前の例による。
- ・ 特定関係事業者の定義（会社法施行規則 2 条 3 項 19 号）については従前の定義による。

以 上